

重 要 事 項 説 明 書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている「陶器の郷」について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. 事業主体概要

事業主体の名称	株式会社幸寿
代 表 者 氏 名	代表取締役 谷口 寿恵
本 社 所 在 地 (連絡先・電話番号等)	〒599-8121 堺市中区福田255番地11
	電話番号/F A X 072-234-7655
法人設立年月日	令和4年2月16日
大 阪 府 内 で 実 施 す る 他 の 介 護 サ ー ビ ス	認知症対応型共同生活介護 「グループホーム福田の郷」

2. 事業所について

(1) 事業所の所在地等

事 業 所 名 称	陶器の郷
事 業 所 所 在 地	〒599-8241 大阪府堺市中区福田1430番地
連 絡 先 相 談 担 当 者 名	072-236-2332 施設長 谷口 寿恵

(2) 事業の運営方針

運 営 の 方 針	本事業所が実施する事業は、入居者が可能な限りその有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるようにします。 入居者がゆったりと落ち着いた生活ができるように努力します。 入居者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明します。
-----------	--

(3) 施設の概要

敷 地 概 要	地積：453.28㎡
建 物 概 要	構造：木造2階建て 延床面積：506.77㎡
利 用 定 員	定員19人
居 室 概 要	13.08～14.50㎡ 全18室 (個室トイレ) なし (緊急通報装置) 全室内にあり (外線電話回線) なし (テレビ回線の設置状況) 全室内にあり
共 用 施 設 の 概 要	キ ャ キ ン 1 室 (入居者の方は立ち入り禁止です。) 食 堂 1 室 浴 室 1 室 (個浴) ト イ レ 3ヶ所 (すべて男女兼用、車イス対応) 洗 面 所 3ヶ所
防 犯 防 災 設 備 避難設備等の概要	消火器・懐中電灯・非常通路としての階段1ヶ所・自動火災報知機・スプリンク ラー・自動通報装置設置
施 設 ま で の 主 な 交 通 手 段	南海高野線「北野田駅」より南海バス「福田中」下車 徒歩10分

(4) 従業者に関する事項

施 設 長	谷口 寿恵						
職 員 の 職 種	員 数	常 勤		非 常 勤		保 有 資 格	常 勤 換 算 後 の 人 数
		専従	兼務	専従	兼務		
施 設 長	1人			1		介護福祉士	
介 護 職 員	6人			1		ヘルパー 2 級	3.0
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数				35 時間			
夜勤を行う介護職員の人数				1 人			

職 員 の 職 種	職 務 内 容
施 設 長	施設長は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
介 護 職 員	・ 安否確認 ・ 服薬支援 ・ 緊急時に医師・救急への対応 ・ 食事の準備

(5) 勤務体制

昼 間 の 体 制	10:00 ～ 19:00 1 人
夜 間 の 体 制	19:00 ～ 翌10:00 1 人

(6) 留意事項

施設利用にあたっての留意事項	○ホーム内は禁煙です。ホーム内へ火気の持ち込みを禁止します。 電気ストーブ、電気温風機の持ち込みも禁止します。 ○高価な貴金属や高額な物品やお金（賠償対象とならない）は持ち込み禁止とします。 ○ホーム内での移動・移乗・排泄の見守り・介助は行いません。移動・移乗に不安がある場合には、十分にご入所をご検討ください。 ○当ホームは、玄関を開放しています。常に見守りをしている訳ではありませんので、認知症などご自身でホームを出て行かれる可能性がある方は、十分にご入所をご検討ください。 ○入居者が下記に該当した時は管理者は入居者に催告を要せずただちに本契約を解除することが出来る。 ① 居室利用料金を二ヶ月以上滞納した時、または入居保証金を居室利用料金、管理費に利用者が充当しようとした時。 ② 第三者に居室を間貸し、転貸ししたり賃借の権利を譲渡贈与した時、または入居保証金の返還予定分を担保に入れた時。 ③ 居室に対して造作付加改造除去または有害なことをした時、また壁面等に粘着剤をはったり穴をあけたりした時。 ④ 住居以外に使用した時または営業の目的に使用した時。 ⑤ 居室を衛生的に保つことを怠りあるいは騒音・悪臭・振動・ほこり等を出して近隣・他の居住者に迷惑をかけた時。 ⑥ 犬猫等動物を飼育した時、または、植物に水をやったり過剰に重量物を置いたりし、物件に有害な行為をなしたり、あるいは通路の妨げをした時。
----------------	--

3. 施設利用料について
(利用料)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
入居一時金	150,000円（退去時に居室の原状回復費用を差し引きます）				
家賃	40,000円/月（入居時のみ日割り計算します。1,500円/日）				
管 理 費	35,000円/月	35,000円/月	35,000円/月	35,000円/月	35,000円/月
	・入居時のみ日割り計算します。（計算方法：1,200円×当月の利用日数） ・個人用に小型冷蔵庫を居室に置く場合5,000円/月を管理費に追加します。 ・当法人が介護度を知り得た翌月から管理費が変更されます。 ・区分変更中は、変更前の介護度によって管理費が決まります。				
食 費	24,000円/月	24,000円/月	15,000円/月	15,000円/月	15,000円/月
	・入居時のみ日割り計算します。（計算方法：1,000円×当月の利用日数※要介護3, 4, 5の方は15,000円/月上限） ・昼食の発注は、土、日のみです。（ムース食のみ月～金は可） ・食事を取らない場合の食費の返金はありません。（※要介護1, 2の方のみ、300円/食を返金させていただきます。但し欠食日4週間前までに連絡いただいた方に限ります。） ・当法人が介護度を知り得た翌月から管理費が変更されます。 ・区分変更中は、変更前の介護度によって管理費が決まります。				

(別途利用料金を徴収した上で実施するサービス)

サービス種類	時間/回数	金額（税抜き）	備考
通院介助	15分未満	1,000円	左記のサービスに係る費用（タクシー代など）は実費請求します。
食事介助	15分～30分未満	2,000円	
排泄介助	30分～60分未満	4,000円	
入浴介助	60分～90分未満	6,000円	
買物付添など	以後30分毎	2,000円	
ルームサービス	1回につき（10分未満）	300円/回	・居室への配膳（医師により安静などの指示がある場合は除く。） ・ポータブルトイレの準備・洗浄 など居室で行うサービスです。
	毎日1回（10分/回未満）	8,000円/月	
	毎日2回（10分/回未満）	15,000円/月	
	毎日3回（10分/回未満）	21,000円/月	
洗濯	1回につき	500円	週3回は、管理費に含む。
特別な調理 (個人的なもの)	1回につき（5分程度）	500円	・通常の食事の提供以外の簡単な調理です。 例：果物の皮むき ※差し入れによる利用者さん全員への提供は対象外です。

(管理費に含まれるサービスの内容)

安 否 確 認	夜間にお部屋を巡回します。
服 薬 支 援	内服薬をお預かりして、服薬時点に提供します。
緊 急 時 の 対 応	緊急時に、医療機関、ご家族への連絡、緊急搬送の手配をします。
健 康 生 活 相 談	体調不良時に医師への連絡、服薬支援をします。
生活リズムの記録	医師の指示があれば、生活リズムの記録をとります。

4 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料、その他の費用 の請求方法等	①利用料及びその他の費用の額は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 ②上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月5日までに利用者あてお電話・FAXにてお知らせします。
利用料、その他の費用 の支払い方法等	①サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の15日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振り込み りそな銀行 深井支店 普通口座 0480265 口座名義 株式会社 幸寿 (イ)現金支払い ②お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しします ので、必ず保管されますようお願いいたします。

※ 利用料及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長：谷口 寿恵
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族 に関する秘密の保持に ついて	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、利用契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護につ いて	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者の個人情報を用いませ ん。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、利用 者の家族の個人情報を用いませ ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの 他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また 処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示すること とし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査 を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して 複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

7 緊急時の対応について

対応方法：サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	医療機関名	高橋 内科		
	医師氏名	高橋 照孝		
	連絡先	072-296-8045		
家族等	ご家族等氏名		続柄	
	住所			
	連絡先			

8 協力機関名

協力医療機関	高橋内科	(協力内容) 週1回の定期往診と緊急時に対応
	池野歯科医院	(協力内容) 週1回の定期往診

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する事故が発生した場合は、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

損害賠償責任保険加入先	東京海上日動火災保険株式会社
-------------	----------------

10 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ①利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- ②相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ・苦情受付担当者＝苦情対応責任者（管理者）

【事業所窓口】	T E L / F A X	072-236-2332
	受付時間	月曜日～金曜日 10時～17時
	担当者	施設長 谷口 寿恵

1 1 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

事業所	所在地	堺市中区福田255番地11
	法人名	株式会社幸寿
	代表者名	代表取締役 谷口 寿恵 ㊞
	事業所名	陶器の郷
	説明者氏名	谷口 寿恵 ㊞

上記の内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	㊞

代理人	住所	
	氏名	㊞